

## 枚方市国民保護計画（案）からの修正箇所の新旧対照表

資料4

（※印については資料末尾で説明）

整理番号	計画案該当箇所	新	旧（計画案での記述）	理由														
1	1頁17行目	「…市域に滞在する者や、 <u>市町村域</u> を越えて市域に避難してきた者も…」	「…市域に滞在する者や、 <u>市域</u> を越えて市域に避難してきた者も…」	文脈上不整合であるため														
2	12頁25行目	「4 消防 <u>組合</u> 消防 <u>組合</u> は…」	「4 消防 <u>本部等</u> 消防 <u>本部等</u> は…」	※1														
3	12頁29行目	「…武力攻撃災害への対処を消防 <u>組合</u> と協力して行うとともに…」	「…武力攻撃災害への対処を消防 <u>本部等</u> と協力して行うとともに…」	※1														
4	14頁3行目	「国民保護措置に関し、市、 <u>消防組合</u> 、府、…」	「国民保護措置に関し、市、府…」	※1														
5	14頁表中	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>1～6 《略》 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8～9 《略》</td> </tr> <tr> <td><u>消防組合</u></td> <td><u>1 警報等の伝達、避難住民の誘導、消防・救助・救助を含む武力攻撃災害への対処</u></td> </tr> <tr> <td>府</td> <td>《略》</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	市	1～6 《略》 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8～9 《略》	<u>消防組合</u>	<u>1 警報等の伝達、避難住民の誘導、消防・救助・救助を含む武力攻撃災害への対処</u>	府	《略》	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機関の名称</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>1～6 《略》 7 退避の指示、警戒区域の設定、<u>消防</u>、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8～9 《略》</td> </tr> <tr> <td>府</td> <td>《略》</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は業務の大綱	市	1～6 《略》 7 退避の指示、警戒区域の設定、 <u>消防</u> 、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8～9 《略》	府	《略》	※1
機関の名称	事務又は業務の大綱																	
市	1～6 《略》 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8～9 《略》																	
<u>消防組合</u>	<u>1 警報等の伝達、避難住民の誘導、消防・救助・救助を含む武力攻撃災害への対処</u>																	
府	《略》																	
機関の名称	事務又は業務の大綱																	
市	1～6 《略》 7 退避の指示、警戒区域の設定、 <u>消防</u> 、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8～9 《略》																	
府	《略》																	

整理番号	計画案該当箇所	新	旧（計画案での記述）	理由						
6	16頁表中	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="474 357 703 437">第五管区 海上保安本部</td> <td data-bbox="703 357 994 437">《略》</td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 437 703 632"><u>近畿地方 環境事務所</u></td> <td data-bbox="703 437 994 632"> <u>1 有害物質等の発生等による 汚染状況の情報収集及び提供</u>  <u>2 廃棄物処理施設等の被害状 況、がれき等の廃棄物の発生 量の情報収集</u> </td> </tr> </table>	第五管区 海上保安本部	《略》	<u>近畿地方 環境事務所</u>	<u>1 有害物質等の発生等による 汚染状況の情報収集及び提供</u> <u>2 廃棄物処理施設等の被害状 況、がれき等の廃棄物の発生 量の情報収集</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1028 456 1240 536">第五管区 海上保安本部</td> <td data-bbox="1240 456 1547 536">《略》</td> </tr> </table>	第五管区 海上保安本部	《略》	国民保護法第2条第1項の規定による指定 地方公共機関に、近畿地方環境事務所が追加指定されたため
第五管区 海上保安本部	《略》									
<u>近畿地方 環境事務所</u>	<u>1 有害物質等の発生等による 汚染状況の情報収集及び提供</u> <u>2 廃棄物処理施設等の被害状 況、がれき等の廃棄物の発生 量の情報収集</u>									
第五管区 海上保安本部	《略》									
7	21頁16行目	「…精神保健福祉手帳の交付者数合わせて <u>17,200</u> 人で人口総数の <u>4.2%</u> …」	「…精神保健福祉手帳の交付者数合わせて <u>19,373</u> 人で人口総数の <u>4.8%</u> …」	手帳の重複交付者を除いたため						
8	25頁11行目	「…その給水能力は一日当たり <u>130,000</u> m <sup>3</sup> で ある。…」	「…その給水能力は一日当たり <u>127,000</u> m <sup>3</sup> で ある。…」	誤謬訂正 (水道局の公称値と整合させるもの)						

整理番号	計画案該当箇所	新	旧（計画案での記述）	理由
9	26頁10行目	「…関係機関と連携して研究していく（ <u>以下、本章における記述については、市の現状と必ずしも適合しないものを含む</u> ）。」	「…関係機関と連携して研究していく。」	※2
10	27頁2～4行目	「 <u>船舶により上陸を行う場合は</u> 、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が、 <u>航空機により侵攻部隊を投入する場合には</u> 、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となりやすいとされている。」	「上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部や、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となりやすいとされているが、 <u>本市にこれらに該当する地域は存在しない</u> 。」	※2
11	27頁6行目	「…火災等が考えられ、 <u>石油コンビナートなど</u> 、攻撃目標となる施設の…」	「…火災等が考えられ、攻撃目標となる施設の…」	※2
12	27頁18行目	「…また、 <u>大都市における</u> 避難にあたっては…」	「…また、避難にあたっては…」	※2
13	27頁25行目	「…鉄道、橋りょう、 <u>ダム、原子力関連施設</u> などに対する…」	「…鉄道、橋りょうなどに対する…」	※2

整理番号	計画案該当箇所	新	旧（計画案での記述）	理由																						
14	30頁12行目	<p>「ア <u>原子力事業所等の破壊</u>  <u>i 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。</u>  <u>ii 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。</u>  イ <u>石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</u>  爆発により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。  ウ <u>危険物積載船への攻撃</u>  <u>危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</u>  エ <u>ダムの破壊</u>  <u>下流に及ぼす被害は多大なものとなる。</u>」</p>	<p>「ア 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破  爆発により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。」</p>	※2																						
15	34頁表中	<table border="1" data-bbox="479 1137 1001 1369"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">特 徴</th> </tr> <tr> <th>攻撃目標となりやすい地域</th> <th>想定される被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着上陸侵攻</td> <td>小型船舶等が接岸容易な沿岸部・大型輸送機が離着陸可能な空港がある地域</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>ゲリラ・特殊部隊による攻撃</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> </tr> </tbody> </table>		特 徴		攻撃目標となりやすい地域	想定される被害	着上陸侵攻	小型船舶等が接岸容易な沿岸部・大型輸送機が離着陸可能な空港がある地域	《略》	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	《略》	《略》	<table border="1" data-bbox="1032 1121 1554 1385"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">特 徴</th> </tr> <tr> <th>攻撃目標となりやすい地域</th> <th>想定される被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着上陸侵攻</td> <td>小型船舶等が接岸容易な沿岸部・大型輸送機が離着陸可能な空港がある地域 <b>(本市に該当地域なし)</b></td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>ゲリラ・特殊部隊による攻撃</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> </tr> </tbody> </table>		特 徴		攻撃目標となりやすい地域	想定される被害	着上陸侵攻	小型船舶等が接岸容易な沿岸部・大型輸送機が離着陸可能な空港がある地域 <b>(本市に該当地域なし)</b>	《略》	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	《略》	《略》	※2
	特 徴																									
	攻撃目標となりやすい地域	想定される被害																								
着上陸侵攻	小型船舶等が接岸容易な沿岸部・大型輸送機が離着陸可能な空港がある地域	《略》																								
ゲリラ・特殊部隊による攻撃	《略》	《略》																								
	特 徴																									
	攻撃目標となりやすい地域	想定される被害																								
着上陸侵攻	小型船舶等が接岸容易な沿岸部・大型輸送機が離着陸可能な空港がある地域 <b>(本市に該当地域なし)</b>	《略》																								
ゲリラ・特殊部隊による攻撃	《略》	《略》																								

整理番号	計画案該当箇所	新	旧（計画案での記述）	理由																						
16	34頁表中	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">特 徴</th> </tr> <tr> <th>攻撃目標となりやすい地域</th> <th>想定される被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着上陸侵攻</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>ゲリラ・特殊部隊による攻撃</td> <td>《略》</td> <td>           鉄道、橋りょう、<u>ダム</u>、<u>原子力関連施設</u>などの破壊            →多数利用施設爆破            危険物保有施設爆破            ダーティボムの使用         </td> </tr> </tbody> </table>		特 徴		攻撃目標となりやすい地域	想定される被害	着上陸侵攻	《略》	《略》	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	《略》	鉄道、橋りょう、 <u>ダム</u> 、 <u>原子力関連施設</u> などの破壊 →多数利用施設爆破 危険物保有施設爆破 ダーティボムの使用	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">特 徴</th> </tr> <tr> <th>攻撃目標となりやすい地域</th> <th>想定される被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着上陸侵攻</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>ゲリラ・特殊部隊による攻撃</td> <td>《略》</td> <td>           鉄道、橋りょうなどの破壊            →多数利用施設爆破            危険物保有施設爆破            ダーティボムの使用         </td> </tr> </tbody> </table>		特 徴		攻撃目標となりやすい地域	想定される被害	着上陸侵攻	《略》	《略》	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	《略》	鉄道、橋りょうなどの破壊 →多数利用施設爆破 危険物保有施設爆破 ダーティボムの使用	※2
	特 徴																									
	攻撃目標となりやすい地域	想定される被害																								
着上陸侵攻	《略》	《略》																								
ゲリラ・特殊部隊による攻撃	《略》	鉄道、橋りょう、 <u>ダム</u> 、 <u>原子力関連施設</u> などの破壊 →多数利用施設爆破 危険物保有施設爆破 ダーティボムの使用																								
	特 徴																									
	攻撃目標となりやすい地域	想定される被害																								
着上陸侵攻	《略》	《略》																								
ゲリラ・特殊部隊による攻撃	《略》	鉄道、橋りょうなどの破壊 →多数利用施設爆破 危険物保有施設爆破 ダーティボムの使用																								
17	36頁14行目	「…対象地域に所在する施設の管理者など）に対し、警報の内容を…」	「…対象地域に所在する施設の管理者、 <u>対象地域を業務の範囲とする指定地方公共機関</u> など）に対し、警報の内容を…」	「対象地域を業務の範囲とする指定地方公共機関」に対する通知は府知事の役割であるため																						
18	37～41頁 第1編第7章表中	「消防機関」欄の説明文を修正し、「消防本部等」欄を削除し、「消防組合」「消防職員」「消防団 ( <u>長・員</u> )」「消防長」「消防吏員」「避難先地域」「要避難地域」欄をそれぞれを新たに追加。別表1参照	別表1参照	※1																						
19	44頁2行目	「ア <u>市危機管理緊急対策会議</u> 」	「ア <u>初動連絡体制</u> 」	本市の現状と適合させるため																						
20	51頁12行目	「…（市域を担当区域とする地方 <u>協力</u> 部長又は…」	「…（市域を担当区域とする地方 <u>連絡</u> 部長又は…」	防衛庁設置法の改正に伴い、地方連絡部が地方協力部に改組されたため																						

整理番号	計画案該当箇所	新	旧（計画案での記述）	理由
21	52頁11行目	<p>「6 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p> <p><u>(1) 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請</u>  <u>市長等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。</u>  <u>市長等は、それらの要請を行うときは知事等を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。</u>  <u>なお、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事等を経由して総務大臣に対し、あつせんを求める。</u></p> <p><u>(2) 他の普通地方公共団体の長に対する職員の派遣要請</u>  <u>市長等は、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。</u>  <u>なお、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、国民保護法第152条第2項の規定により、職員の派遣について、あつせんを求める。」</u></p>	<p>「6 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p> <p><u>市長等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。</u>  <u>市長等は、それらの要請を行うときは知事等を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事等を経由して総務大臣に対し、職員の派遣について、あつせんを求める。」</u></p>	<p>国民保護法に基づく手続きと、地方自治法に基づく手続きが混在していたため、これを分離したもの</p>

整理番号	計画案該当箇所	新	旧（計画案での記述）	理由																
22	54頁表中	<table border="1"> <tr> <td>国対策</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>知事から警報の通知を受けたときは、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、<u>消防組合</u>、その他の関係機関に通知</td> </tr> </table>	国対策	《略》	本部長		知事	《略》	市長	知事から警報の通知を受けたときは、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、 <u>消防組合</u> 、その他の関係機関に通知	<table border="1"> <tr> <td>国対策</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>知事から警報の通知を受けたときは、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知</td> </tr> </table>	国対策	《略》	本部長		知事	《略》	市長	知事から警報の通知を受けたときは、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知	※1
国対策	《略》																			
本部長																				
知事	《略》																			
市長	知事から警報の通知を受けたときは、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、 <u>消防組合</u> 、その他の関係機関に通知																			
国対策	《略》																			
本部長																				
知事	《略》																			
市長	知事から警報の通知を受けたときは、直ちにその内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知																			
23	54頁23行目	「…市の他の執行機関（教育委員会など）、 <u>消防組合</u> 、その他の関係機関…」	「…市の他の執行機関（教育委員会など）、その他の関係機関…」	※1																
24	55頁表中	別表2参照	別表2参照	※1																
25	56頁1行目	「ウ 市長 <u>及び消防組合管理者は</u> 、市職員 <u>及び消防団長並びに消防長</u> を指揮し…」	「ウ 市長は、市職員 <u>並びに消防長及び消防団長</u> を指揮し…」	※1																
26	56頁4行目	「この場合において、 <u>消防組合</u> は、消火、救助、救急の活動の状況を勘案しつつ…」	「この場合において、 <u>消防本部</u> は、消火、救助、救急の活動の状況を勘案しつつ…」	※1																
27	57頁3行目	「…病院を把握し、あらかじめリストを作成するなどして、事前に把握した情報に基づき、 <u>電話、ファクシミリ、インターネット等により、施設管理者を通じて</u> 伝達する。」	「…病院を把握し、あらかじめリストを作成するなどして、事前に把握した情報に基づき、 <u>施設管理者に、電話、ファクシミリ、インターネット等により</u> 伝達する。」	警報の最終的な伝達先が個々の施設入所者であることを明確にするため																

整理番号	計画案該当箇所	新	旧（計画案での記述）	理由								
28	58頁表中	<table border="1"> <tr> <td>知事</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>緊急通報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、<u>消防組合</u>、その他の関係機関に通知</td> </tr> </table>	知事	《略》	市長	緊急通報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、 <u>消防組合</u> 、その他の関係機関に通知	<table border="1"> <tr> <td>知事</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>市長</td> <td>緊急通報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知</td> </tr> </table>	知事	《略》	市長	緊急通報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知	※1
知事	《略》											
市長	緊急通報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、 <u>消防組合</u> 、その他の関係機関に通知											
知事	《略》											
市長	緊急通報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、その他の関係機関に通知											
29	59頁図中	別表3参照	別表3参照	※1								
30	61頁図中	別表4参照	別表4参照	※1								
31	63頁25行目	「…市長 <u>及び消防組合管理者</u> は必要に応じて、府警察、自衛隊等の意見を聴くなど…」	「…市長は必要に応じて、府警察、自衛隊等の意見を聴くなど…」	※1								
32	64頁6行目	「…関係のある公私の団体に伝達するとともに、 <u>消防組合及び</u> 関係機関に通知する。 (2) 市長 <u>及び消防組合管理者</u> は、避難実施要領に定めるところにより、市の職員 <u>及び消防団長並びに消防長</u> を指揮し…」	「…関係のある公私の団体に伝達するとともに、関係機関に通知する。 (2) 市長は、避難実施要領に定めるところにより、市の職員 <u>並びに消防長及び消防団長</u> を指揮し…」	※1								
33	64頁図中	別表5参照	別表5参照	※1								
34	65頁22行目	「…消防長、 <u>消防団長</u> 、警察署長及び自衛隊地方 <u>協力</u> 部長並びにその他の関係機関に通知する。」	「…消防長、警察署長、自衛隊地方 <u>連絡</u> 部長並びにその他の関係機関に通知する。」	避難実施要領の通知先として消防団長を新たに加えるとともに、防衛庁設置法改正に伴う組織改変に対応するもの								
35	65頁28行目	「市長 <u>及び消防組合管理者</u> は、避難実施要領で定めるところにより、市職員 <u>及び消防団長並びに消防長</u> を指揮し…」	「市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員 <u>並びに消防長及び消防団長</u> を指揮し…」	※1								



整理番号	計画案該当箇所	新	旧（計画案での記述）	理由																								
36	66頁15行目	「キ 消防 <u>組合</u> は、消火、救助、救急の活動状況を勘案しつつ…」	「キ 消防 <u>本部及び消防署</u> は、消火、救助、救急の活動状況を勘案しつつ…」	※1																								
37	66頁19行目	「ク 消防団は、消防 <u>組合</u> と連携しつつ…」	「ク 消防団は、消防 <u>本部又は消防署</u> と連携しつつ…」	※1																								
38	68頁14行目	「…教職員が <u>児童・</u> 生徒と行動を共にして避難するなど…」	「…教職員が生徒と行動を共にして避難するなど…」	表記を統一するため																								
39	76頁16～17行目	「…枚方市緊急医療対策会議を <u>招集</u> し、医療機関…」	「…枚方市緊急医療対策会議を <u>召集</u> し、医療機関…」	誤字訂正																								
40	78頁12行目	「患者の陸路搬送は、原則として <u>消防組合</u> が所有する救急車で実施し…」	「患者の陸路搬送は、原則として <u>市</u> が所有する救急車で実施し…」	※1																								
41	87頁表中	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設定者</th> <th colspan="2">警戒区域を設定する要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td rowspan="5">《略》</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td><u>上記の者すべてがその場にいらない場合に限り</u></td> </tr> </tbody> </table>	設定者	警戒区域を設定する要件		市長	《略》	《略》	知事	《略》	警察官	《略》	自衛官	<u>上記の者すべてがその場にいらない場合に限り</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設定者</th> <th colspan="2">警戒区域を設定する要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td rowspan="5">《略》</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td><u>市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）の職権を行うことができる者が現場にいらない場合に限り</u></td> </tr> </tbody> </table>	設定者	警戒区域を設定する要件		市長	《略》	《略》	知事	《略》	警察官	《略》	自衛官	<u>市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）の職権を行うことができる者が現場にいらない場合に限り</u>	より正確な記述とするため
設定者	警戒区域を設定する要件																											
市長	《略》	《略》																										
知事		《略》																										
警察官		《略》																										
自衛官		<u>上記の者すべてがその場にいらない場合に限り</u>																										
設定者		警戒区域を設定する要件																										
市長	《略》	《略》																										
知事		《略》																										
警察官		《略》																										
自衛官		<u>市長（権限の委任を受けた市の職員を含む。）の職権を行うことができる者が現場にいらない場合に限り</u>																										

整理番号	計画案該当箇所	新	旧 (計画案での記述)	理由
42	88頁13行目	「この場合において、消防 <u>組合</u> は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し…」	「この場合において、消防 <u>本部及び消防署</u> は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し…」	※1
43	89頁2行目	「ア 市長は、 <u>区域内</u> の消防力では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、～又は資機材が必要な場合は、 <u>消防組合管理者に対し</u> 、相互応援協定等に基づく消防の <u>応援を要請するよう求める。</u> 」	「ア 市長は、 <u>市域内</u> の消防力では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、～又は資機材が必要な場合は、 <u>知事又は他の市町村長に対し</u> 、相互応援協定等に基づく消防の <u>応援要請を行う。</u> 」	※1
44	89頁10行目	「ウ <u>消防組合管理者</u> は、消防に関する応援要請の求めを行ったとき及び…」	「ウ <u>市長</u> は、消防に関する応援要請を行ったとき及び…」	※1
45	89頁22行目	「ア 市長 <u>及び消防組合管理者</u> は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して…」	「ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して…」	※1
46	89頁30行目	「…災害現場においては、消防 <u>組合</u> と連携し…」	「…災害現場においては、消防 <u>本部</u> と連携し…」	※1

整理番号	計画案該当箇所	新	旧 (計画案での記述)	理由																																														
47	94頁表中	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>権限</th> <th>要件</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>消防組合管理者</u></td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> <td rowspan="3">《略》</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>指定 (地方) 行政機関の長</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> </tr> </tbody> </table>	主体	権限	要件	対象	<u>消防組合管理者</u>	《略》	《略》	《略》	知事	《略》	《略》	指定 (地方) 行政機関の長	《略》	《略》	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>権限</th> <th>要件</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>市長</u></td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> <td rowspan="3">《略》</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>指定 (地方) 行政機関の長</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> </tr> </tbody> </table>	主体	権限	要件	対象	<u>市長</u>	《略》	《略》	《略》	知事	《略》	《略》	指定 (地方) 行政機関の長	《略》	《略》	※1																		
主体	権限	要件	対象																																															
<u>消防組合管理者</u>	《略》	《略》	《略》																																															
知事	《略》	《略》																																																
指定 (地方) 行政機関の長	《略》	《略》																																																
主体	権限	要件	対象																																															
<u>市長</u>	《略》	《略》	《略》																																															
知事	《略》	《略》																																																
指定 (地方) 行政機関の長	《略》	《略》																																																
48	94頁17行目	(2) 危険物質等に関する措置命令等 <u>消防組合管理者</u> は、危険物質等に係る…	(2) 危険物質等に関する措置命令等 <u>市長</u> は、危険物質等に係る…	※1																																														
49	94頁25行目	「(3) <u>消防組合管理者</u> 」 が命ずることができる対象物質と措置内容 ア 対象物質 <u>消防組合</u> が所轄する区域に設置される～又は <u>消防組合所轄区域</u> のみに設置される移送取扱所において…」	「(3) <u>市長</u> が命ずることができる対象物質と措置内容 ア 対象物質 <u>枚方寝屋川消防組合枚方消防署及び同枚方東消防署</u> が所轄する区域に設置される～又は <u>一の消防本部所在市町村の区域</u> のみに設置される移送取扱所において…」	※1																																														
50	95頁表中	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">物質の種類と対象範囲を示す法律</th> <th rowspan="2">措置命令者</th> <th colspan="3">措置</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>措置1</th> <th>措置2</th> <th>措置3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険物 【消防法】</td> <td>《略》</td> <td>総務大臣 知事 <u>消防組合管理者</u></td> <td>第12条の3</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>《略》</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> </tr> </tbody> </table>	物質の種類と対象範囲を示す法律		措置命令者	措置			①	②	措置1	措置2	措置3	危険物 【消防法】	《略》	総務大臣 知事 <u>消防組合管理者</u>	第12条の3	○	○	《略》	《略》	《略》	《略》	《略》	《略》	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">物質の種類と対象範囲を示す法律</th> <th rowspan="2">措置命令者</th> <th colspan="3">措置</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>措置1</th> <th>措置2</th> <th>措置3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危険物 【消防法】</td> <td>《略》</td> <td>総務大臣 知事 <u>市長</u></td> <td>第12条の3</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>《略》</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> <td>《略》</td> </tr> </tbody> </table>	物質の種類と対象範囲を示す法律		措置命令者	措置			①	②	措置1	措置2	措置3	危険物 【消防法】	《略》	総務大臣 知事 <u>市長</u>	第12条の3	○	○	《略》	《略》	《略》	《略》	《略》	《略》	※1
物質の種類と対象範囲を示す法律		措置命令者	措置																																															
①	②		措置1	措置2	措置3																																													
危険物 【消防法】	《略》	総務大臣 知事 <u>消防組合管理者</u>	第12条の3	○	○																																													
《略》	《略》	《略》	《略》	《略》	《略》																																													
物質の種類と対象範囲を示す法律		措置命令者	措置																																															
①	②		措置1	措置2	措置3																																													
危険物 【消防法】	《略》	総務大臣 知事 <u>市長</u>	第12条の3	○	○																																													
《略》	《略》	《略》	《略》	《略》	《略》																																													

整理番号	計画案該当箇所	新	旧（計画案での記述）	理由
51	97頁2行目	「ア 市長又は <u>消防組合管理者</u> は、知事から汚染の拡大を防止するため…」	「ア 市長、又は <u>枚方寝屋川消防組合消防長</u> は、知事から汚染の拡大を防止するため…」	記述の誤りを訂正するため (汚染拡大防止措置の実施者は、消防長ではなく消防組合管理者)
52	98頁14行目	「市長又は <u>消防組合管理者</u> は、危険が及ばないよう防護服を…」	「市長又は <u>枚方寝屋川消防組合消防長</u> は、危険が及ばないよう防護服を…」	同上
53	98頁28行目	「市は、感染症法（感染症名は次頁参照）、 <u>結核予防法</u> 及び…」	「市は、感染症法（感染症名は次頁参照）及び…」	結核予防法に基づく防疫対策も重要であるため
54	99頁7行目	「エ その他、感染症法 <u>等</u> により…」	「エ その他、感染症法により…」	同上

整理番号	計画案該当箇所	新	旧（計画案での記述）	理由																											
55	99頁表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>感染症名</th> <th>主な対応</th> <th>医療体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(<del>一</del>種感染症) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱</td> <td>原則として入院</td> <td>第一種感染症指定医療機関 (大阪市立総合医療センター 外2病院)</td> </tr> <tr> <td>(<del>二</del>種感染症) 急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス</td> <td>状況に応じ入院</td> <td>第二種感染症指定医療機関 (枚方市民病院 外4病院)</td> </tr> <tr> <td>(<del>三</del>種感染症) 腸管出血性大腸菌感染症</td> <td>特定業務への就業制限</td> <td>一般医療機関</td> </tr> <tr> <td>(<del>指定感染症</del>) インフルエンザ (H5N1)</td> <td colspan="2">政令で規定する対応</td> </tr> </tbody> </table>	感染症名	主な対応	医療体制	( <del>一</del> 種感染症) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	原則として入院	第一種感染症指定医療機関 (大阪市立総合医療センター 外2病院)	( <del>二</del> 種感染症) 急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス	状況に応じ入院	第二種感染症指定医療機関 (枚方市民病院 外4病院)	( <del>三</del> 種感染症) 腸管出血性大腸菌感染症	特定業務への就業制限	一般医療機関	( <del>指定感染症</del> ) インフルエンザ (H5N1)	政令で規定する対応		<table border="1"> <thead> <tr> <th>感染症名</th> <th>主な対応</th> <th>医療体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(<del>一</del>種感染症) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱</td> <td>原則として入院</td> <td>第一種感染症指定医療機関 (大阪市立総合医療センター 外2病院)</td> </tr> <tr> <td>(<del>二</del>種感染症) 急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス</td> <td>状況に応じ入院</td> <td>第二種感染症指定医療機関 (枚方市民病院 外4病院)</td> </tr> <tr> <td>(<del>三</del>種感染症) 腸管出血性大腸菌感染症</td> <td>特定業務への就業制限</td> <td>一般医療機関</td> </tr> </tbody> </table>	感染症名	主な対応	医療体制	( <del>一</del> 種感染症) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	原則として入院	第一種感染症指定医療機関 (大阪市立総合医療センター 外2病院)	( <del>二</del> 種感染症) 急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス	状況に応じ入院	第二種感染症指定医療機関 (枚方市民病院 外4病院)	( <del>三</del> 種感染症) 腸管出血性大腸菌感染症	特定業務への就業制限	一般医療機関	記述の誤りを訂正するとともに、「指定感染症」を追加し、内容の充実を図ったもの
感染症名	主な対応	医療体制																													
( <del>一</del> 種感染症) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	原則として入院	第一種感染症指定医療機関 (大阪市立総合医療センター 外2病院)																													
( <del>二</del> 種感染症) 急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス	状況に応じ入院	第二種感染症指定医療機関 (枚方市民病院 外4病院)																													
( <del>三</del> 種感染症) 腸管出血性大腸菌感染症	特定業務への就業制限	一般医療機関																													
( <del>指定感染症</del> ) インフルエンザ (H5N1)	政令で規定する対応																														
感染症名	主な対応	医療体制																													
( <del>一</del> 種感染症) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	原則として入院	第一種感染症指定医療機関 (大阪市立総合医療センター 外2病院)																													
( <del>二</del> 種感染症) 急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス	状況に応じ入院	第二種感染症指定医療機関 (枚方市民病院 外4病院)																													
( <del>三</del> 種感染症) 腸管出血性大腸菌感染症	特定業務への就業制限	一般医療機関																													

整理番号	計画案該当箇所	新	旧（計画案での記述）	理由																								
56	105頁27行目	「道路等の管理者として市は、 <u>安全な通行の確保のため</u> 当該公共的施設を適切に管理する。」	「道路等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。」	道路等の管理者としての責務をより明確にするため																								
57	106頁7行目	「1 各部局 <u>等</u> における業務 市の各部局 <u>及び消防組合</u> は…」	「1 各部局における業務 市の各部局は…」	※1																								
58	108頁表中	<table border="1"> <tr> <td>水道局</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>市議会事務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>議員との連絡調整に関すること</u></li> <li>・<u>市長公室の応援に関すること</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会 <u>事務局</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>被害状況等の集約に関すること</u></li> <li>・<u>本部長の特命事項に関すること</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防<u>組合</u></td> <td>《略》</td> </tr> </table>	水道局	《略》	市議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>議員との連絡調整に関すること</u></li> <li>・<u>市長公室の応援に関すること</u></li> </ul>	選挙管理委員会 <u>事務局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>被害状況等の集約に関すること</u></li> <li>・<u>本部長の特命事項に関すること</u></li> </ul>	監査委員事務局		農業委員会事務局		消防 <u>組合</u>	《略》	<table border="1"> <tr> <td>水道局</td> <td>《略》</td> </tr> <tr> <td>市議会事務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国民保護に関すること</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国民保護に関すること</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国民保護に関すること</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国民保護に関すること</u></li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>消防<u>本部</u></td> <td>《略》</td> </tr> </table>	水道局	《略》	市議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国民保護に関すること</u></li> </ul>	選挙管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国民保護に関すること</u></li> </ul>	監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国民保護に関すること</u></li> </ul>	農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国民保護に関すること</u></li> </ul>	消防 <u>本部</u>	《略》	「元の記述ではあまりに具体性に欠く」との庁内策定会議委員からの指摘を受け修正するもの
水道局	《略》																											
市議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>議員との連絡調整に関すること</u></li> <li>・<u>市長公室の応援に関すること</u></li> </ul>																											
選挙管理委員会 <u>事務局</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>被害状況等の集約に関すること</u></li> <li>・<u>本部長の特命事項に関すること</u></li> </ul>																											
監査委員事務局																												
農業委員会事務局																												
消防 <u>組合</u>	《略》																											
水道局	《略》																											
市議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国民保護に関すること</u></li> </ul>																											
選挙管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国民保護に関すること</u></li> </ul>																											
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国民保護に関すること</u></li> </ul>																											
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>国民保護に関すること</u></li> </ul>																											
消防 <u>本部</u>	《略》																											
59	108頁21行目	「…対応する必要があるため、 <u>消防組合</u> との連携を図りつつ…」	「…対応する必要があるため、 <u>常備消防機関</u> との連携を図りつつ…」	表記を統一するため																								

整理番号	計画案該当箇所	新	旧（計画案での記述）	理由
60	109頁11行目	<p>「(1) 消防<u>組合</u>における体制  消防<u>組合</u>においては、市における参集基準等と同様に、消防<u>組合</u>における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防<u>組合</u>における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防<u>組合</u>との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。」</p>	<p>「(1) 消防<u>本部</u>、<u>消防署</u>における体制  <u>枚方寝屋川消防組合消防本部、同枚方消防署及び同枚方東消防署</u>においては、市における参集基準等と同様に、消防<u>本部</u>、<u>消防署等</u>における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防<u>本部</u>、<u>消防署</u>における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防<u>本部</u>、<u>消防署</u>との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。」</p>	※1
61	109頁22行目	<p>「さらに、市は、消防<u>組合</u>における参集基準等を参考に…」</p>	<p>「さらに、市は、消防<u>本部</u>、<u>消防署</u>における参集基準等を参考に…」</p>	※1
62	110頁12行目	<p>「…府と連携した対応が行えるよう、「<u>市町村国民保護法制連絡会議</u>」の場を活用するなどして、緊密な情報の共有を図る。」</p>	<p>「…府と連携した対応が行えるよう、緊密な情報の共有を図る。」</p>	府との連携の場をより具体的に示すため
63	110頁29行目	<p>「市<u>及び消防組合</u>は、消防機関の活動が円滑に行われるよう…」</p>	<p>「市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう…」</p>	※1
64	111頁26行目	<p>「…措置従事者の適切な対応を確保するため、市は、<u>国民保護法制や国民保護計画、国際人道法など</u>、国民保護措置の実施に必要な知識について…」</p>	<p>「…措置従事者の適切な対応を確保するため、市は、国民保護措置の実施に必要な知識について…」</p>	インターネットアンケートにおいて、「国民保護に関する研修項目に、国際人道法を加えるべき」との意見を頂いたため、これを踏まえて研修項目の具体化を図ったもの

整理番号	計画案該当箇所	新	旧（計画案での記述）	理由
65	113頁18～19行目	「…広報紙、 <u>新聞、テレビ、ラジオ</u> 、地域FM（エフエムひらかた）、…」	「…広報紙、 <u>報道機関</u> 、地域FM（エフエムひらかた）、…」	「報道機関」は媒体ではないため
66	128頁26行目	「…又は避難住民の誘導に係る指示をした場合において…」	「…又は避難住民の誘導 <u>若しくは避難住民の運送</u> に係る指示をした場合において…」	市町村長は、運送に係る指示を行うことはないので、損失の請求をすることもないため

※1 市町村の消防体制には幾つかの種類がありますが、その内大阪府下の多くの市町村で採用されているのが「単独消防」制と「組合消防」制です。「単独消防」制は、市町村が消防事務を直接処理するもので、最も一般的な体制です。一方の「組合消防」とは、複数の市町村が当該市町村の消防事務のみを処理する「一部事務組合（消防組合）」を設立した上で消防事務を処理する体制のことをいいます。枚方市は、隣の寝屋川市と「枚方寝屋川消防組合」を設立、運営して消防事務を処理する「組合消防市」です。

ところで、本市計画（案）のたたき台となった「市町村国民保護計画 大阪府版基本モデル」は、もともと「単独消防」を前提に作成されたものでした。当事務局においてこれを本市計画（案）の形に取りまとめる際は、消防に関する記述箇所において、できるだけ組合消防制に合致するよう修正に努めてきましたが、全般にわたらず、また組合消防市間でも、修正内容がまちまちであったため、府下市町村計画の整合性が相互にとれなくなる恐れがでてきました。



そこで大阪府は組合消防市用の「修正チェックリスト」を作成し、基本モデルの記述を組合消防制に適合するよう修正する際の基準を示しました。

今回の消防に関する記述の修正は、この「修正チェックリスト」に基づくものです。用語に係るものの他、主な内容としては…

①消防組合、或いは消防職員に対する指揮権が市長ではなく「消防組合管理者」に属することに対応するもの（枚方寝屋川消防組合の管理者は枚方市長が兼任しています）

②消防組合は独立した行政主体であるため、市とは別の機関として扱われ、警報や緊急通報等の伝達先として、新たに消防組合を加える等の対応をしたもの

…等があります。

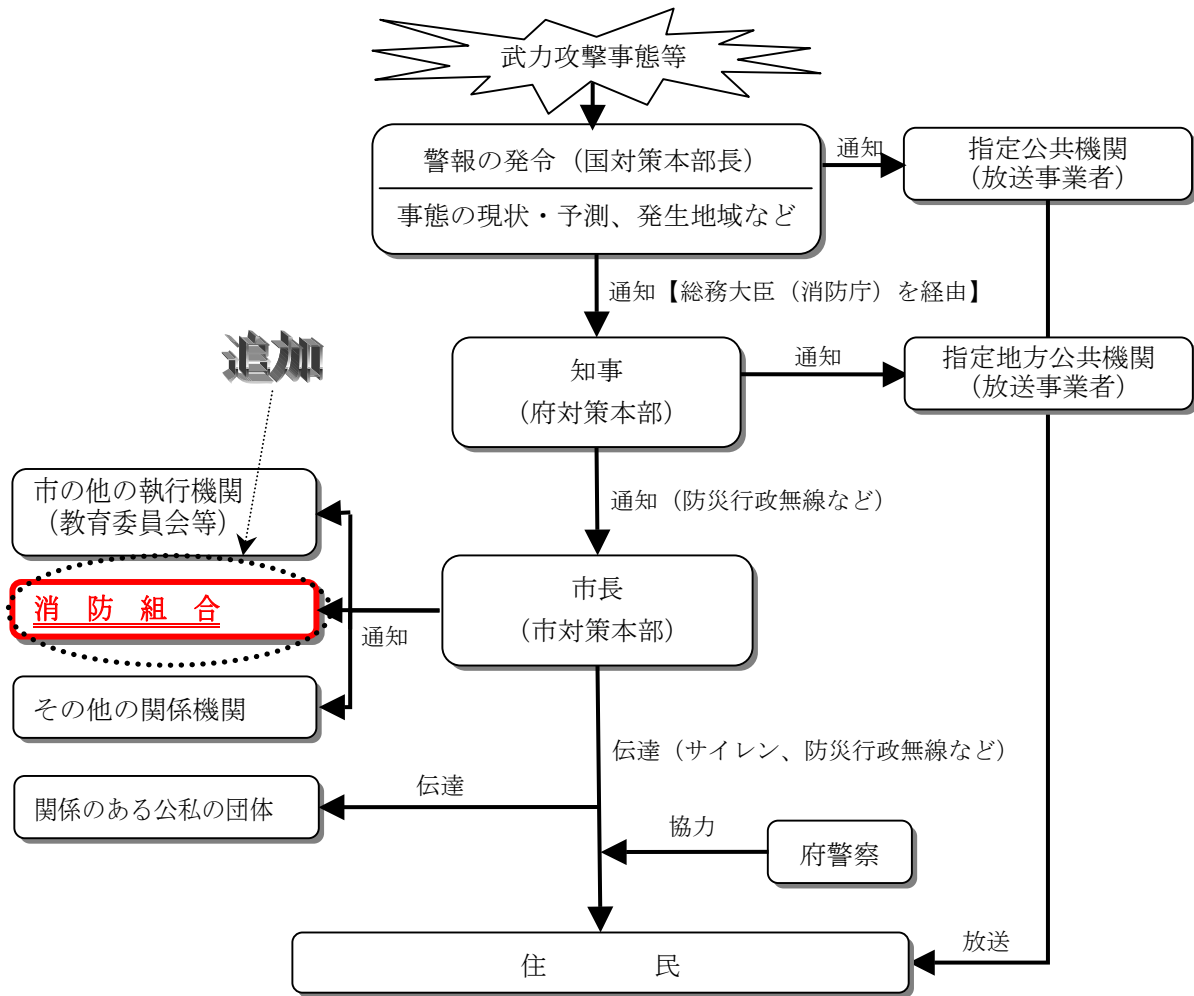
※2 第1編第5章の記述は、国の「国民保護基本指針」にならったもので、共通性が高い内容を含むものなので、記述の削除は行わない方がよいと、府との事前相談において指摘を受けたため、第2回国民保護協議会時に削除した記述をもう一度復活させ、章の冒頭部に但し書きを挿入する形で修正を行ったものです。

## 資料4 別表「表等の修正部分」

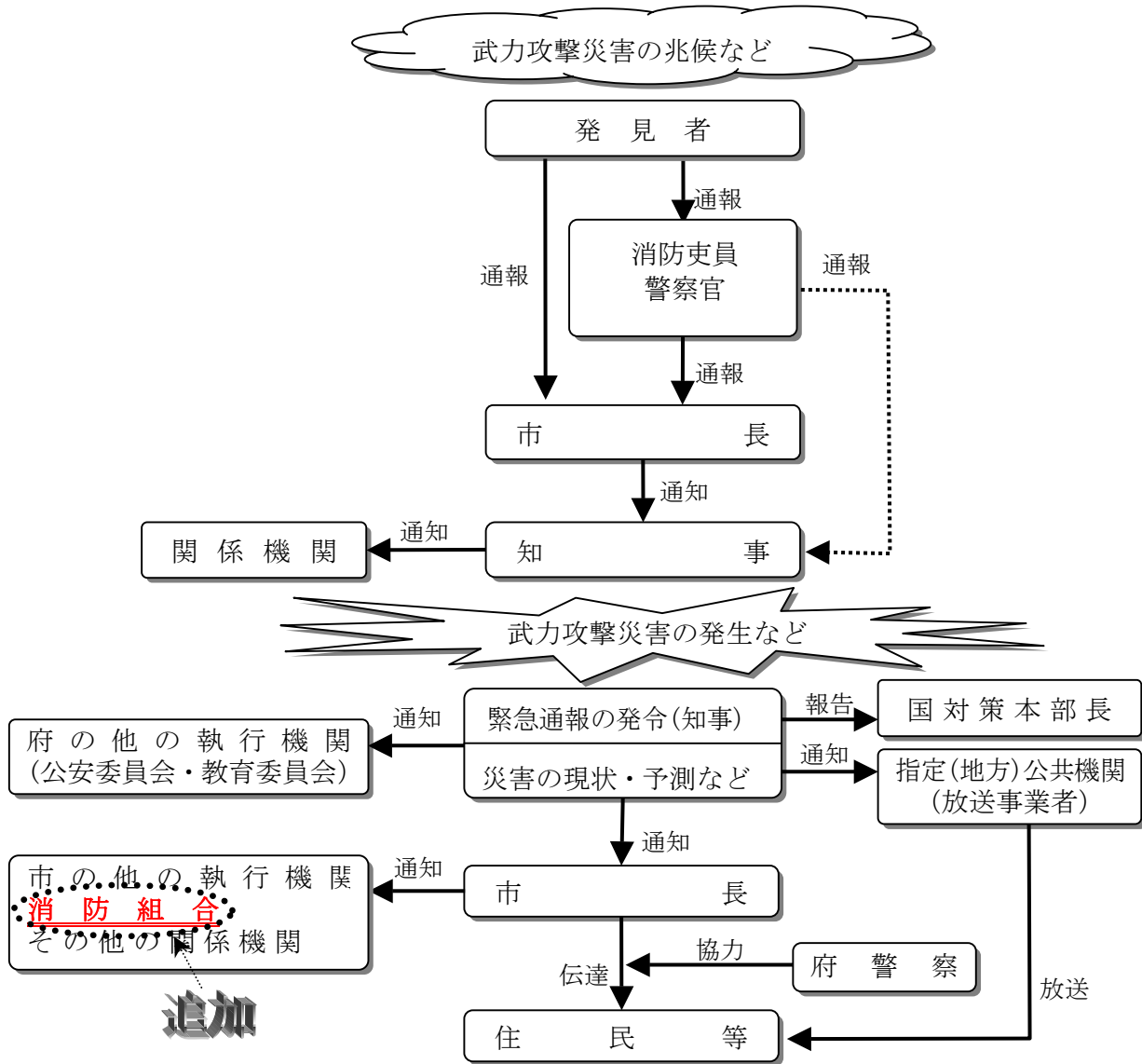
別表1【整理番号18】

用語	意義及び用法
《略》	《略》
指定（地方）公共機関	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いている。
消防機関	<del>消防組織法第9条の規定に基づいて設置された枚方寝屋川消防組合、同枚方消防署、同枚方東消防署及び消防組合</del> 及び枚方市消防団をいう。なお文脈の中で、同一の意味で「消防」との表記も用いている。
<u>消防組合</u>	<u>枚方寝屋川消防組合消防本部及び各消防署を指す。</u>
<u>消防職員</u>	<u>消防組合の職員を指す。</u>
<u>消防団（長・員）</u>	<u>枚方市消防団（長・員）を指す。</u>
<u>消防長</u>	<u>枚方寝屋川消防組合消防長を指す。</u>
<u>消防本部等</u>	<del>枚方寝屋川消防組合を指す。</del>
<u>消防吏員</u>	<u>消防職員のうち、階級を有する者で、消火・救急・救助・査察などの業務を行う者をいう。</u>
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。また、その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあるとみとめられる施設をいう。
《略》	《略》
特定物資	救援物資であって生産集荷販売配給保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの。
<u>避難先地域</u>	<u>住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）をいう。</u>
府	大阪府を指し、特に区別して記載していない場合は、知事及びその他の執行機関を含む。
《略》	《略》
武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。
<u>要避難地域</u>	<u>住民の避難が必要な地域をいう。</u>
NBC兵器	核（N：Nuclear）・生物（B：Biological）・化学（C：Chemical）兵器の総称。

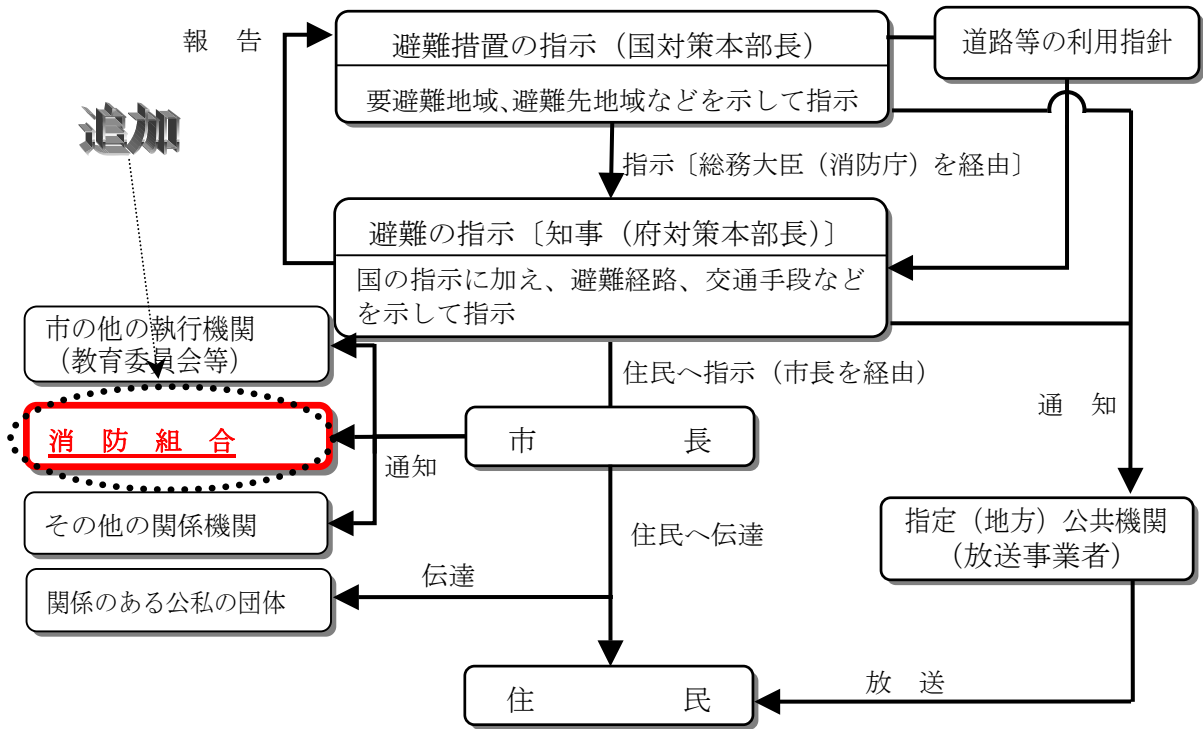
別表2【整理番号 24】



別表3【整理番号 29】



別表4【整理番号30】



別表5【整理番号33】

